入会金、会費(改正)および諸費用、報酬規則

１．施行規則第３条　入会金は正会員、法人会員、賛助会員いずれも５,０００円とする。

２．施行規則第４条　会費は　　正会員、法人会員　１５,０００円

　　　　　　　　　　　　　　　賛助会員　　　　　　７,５００円　とする。

　　　　　　　　　　　　　　　ただし、２・３・４項はそのまま適用する。

３．旅費・交通費

　　①原則、旅費、交通費込で１人１回１０,０００円とする。

　　　ただし、やむを得ない事情による宿泊の場合は実費を追加支給することができる。

　　②会議出席の派遣は会長の指示によるものとする。

４．見舞金

　　①会員が１ヶ月以上入院したときは見舞金１０,０００円を支払うものとする。

　　　ただし、１回限りとする。

　　②会員死亡の場合次のとおり弔慰金を支払うものとする。

　　　(1)正会員　　香典１０,０００円

　　　(2)賛助会員　香典　５,０００円

５．役員報酬

　　　会長　　２５,０００円

　　　監事　　　５,０００円×２名＝１０,０００円

　　　事務局長　　２５,０００円

会　　計　　２５,０００円

　　　研修部長　　２５,０００円

６．講師謝礼金

状況に応じて決める(上限を５０,０００円目安とする)

７．その他

　　総会議事録作成費　１０,０００円

　　総会議事録署名費　　３,０００円

附則

本規則は平成２７年５月３０日より改正施行するものとする。

５．役員報酬　内に研修部長　２５,０００円を追記

本規則は令和２年８月１８日より改正施行するものとする。

　　６．講師謝礼金

(1)外部講師　状況に応じて決める(上限を５０,０００円目安とする）

(2)会員発表者　１０,０００円

上記から(1)外部講師、(2)会員発表者　１０,０００円を削除。